## 2024~2026 年度課題別研修「持続可能な観光資源管理・開発(自然資源)(B)」に 係る参加意思確認公募について

独立行政法人国際協力機構沖縄センター(以下、「JICA沖縄」という。)は、以下の業務について、参加意思確認書の提出を公募します。

本研修は、日本における多種多様な観光資源、特に自然資源において管理と資源を活用した開発の実践例(成功・失敗事例)を通して、地域の社会・文化を尊重した自然観光資源における持続・発展可能な観光開発のための課題と取組について学ぶものです。研修を通して、各国の観光資源の魅力維持・SDGs に貢献する可能性の追求のために、①資源の保全や活用、②戦略的マーケティング・プロモーションの推進、③ブランドカ・競争力の強化について学びます。

本研修の遂行にあたっては、特定非営利活動法人おきなわ環境クラブ(以下「特定者」という。)を契約相手先として、JICA 所定の基準に基づき経費を積算したうえで契約を締結する予定です。同団体は、2000年から現在に至るまで、持続可能な観光開発に関する JICA 研修を複数受託した実績があり、行政機関や民間企業、学術機関と幅広いネットワークを活用した、官民双方の観光開発に向けた取り組みを紹介し、参加者からも非常に高い評価を受けております。本件業務を適切に実施し得る要件を備えていると考えますが、特定者以外の者で応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施します。

#### 1 業務内容

- (1) 業務名:2024~2026 年度課題別研修「持続可能な観光資源管理・開発(自然 資源)(B)」に係る研修委託契約
- (2) 案件概要:別紙2「研修委託業務概要」のとおり
- (3) 実施期間(2024年度): 2024年9月30日~2024年11月1日(予定)
- (4) 契約履行期間(2024年度): 2024年8月23日~2024年12月27日(予定)※2025年度、2026年度の実施時期は未定です。契約履行期間には、事前準備期間及び事後整理期間を含みます。

### 2 応募資格

- (1) 基本的要件:
  - 1) 公示日において、令和 4・5・6 年度全省庁統一資格の競争参加資格(以下、「全省庁統一資格」という。)を有する者。又は、当機構の審査により同等の資格を有すると認められた者。

- 2) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、参加意思確認書を提出する資格がありません。
- 3) 当機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」 (平成20年10月1日規程(調)第42号)に基づく契約競争参加資格停止措 置を受けていないこと。具体的には以下のとおり扱います。
  - ア、資格停止期間中に提出された参加意思確認書は、無効とします。
  - イ. 資格停止期間中に公示され、参加意思確認書の提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、参加意思確認書を受け付けます。
- 4) 競争から反社会的勢力を排除するため、参加意思確認書を提出しようとする者(以下、「提出者」という。)は、以下のいずれにも該当しないこと、及び当該契約満了までの将来においても該当することはないことを誓約していただきます。具体的には、参加意思確認書の提出をもって、誓約したものとします。

なお、当該誓約事項による誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態 が生じた場合は、参加資格を無効とします。

- 1. 提出者の役員等(提出者が個人である場合にはその者を、提出者が法人である場合にはその役員をいう。以下同じ。)が、暴力団、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等(各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程(平成24年規程(総)第25号)に規定するところにより、これらに準ずる者又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。)である。
- 2. 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。
- 3. 反社会的勢力が提出者の経営に実質的に関与している。
- 4. 提出者又は提出者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- 5. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、 又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運 営に協力し、若しくは関与している。
- 6. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれ を不当に利用するなどしている。
- 7. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。

- 8. その他、提出者が東京都暴力団排除条例(平成23年東京都条例第54号) 又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。
- 5) 法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編)(平成26年12月11日特定個人情報保護委員会)」に基づき、個人情報及び特定個人情報等(※1)を適切に管理できる体制を以下のとおり整えていること。

(中小規模事業者(※2)については、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編)」別添「特定個人情報に関する安全管理措置」に規定する特例的な対応方法に従った配慮がなされていること。)

- 1. 個人情報及び特定個人情報等の適正な取扱いや安全管理措置に関する基本方針や規程類を整備している。
- 2. 個人情報及び特定個人情報等の保護に関する管理責任者や個人番号関係 事務取扱担当者等、個人情報及び特定個人情報等の保護のための組織体 制を整備している。
- 3. 個人情報及び特定個人情報等の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人 情報及び特定個人情報等の適切な管理のために必要な安全管理措置を実 施している。
- 4. 個人情報又は特定個人情報等の漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合に、適切かつ迅速に対応するための体制を整備している。
  - (※1)特定個人情報等とは個人番号(マイナンバー)及び個人番号をその内容に含む個人情報をいう。
  - (※2)「中小規模事業者」とは、事業者のうち従業員の数が100人以下の事業者であって、次に掲げる事業者を除く事業者をいう。
  - 個人番号利用事務実施者
  - ・ 委託に基づいて個人番号関係事務又は個人番号利用事務を業務として行 う事業者
  - ・ 金融分野(金融庁作成の「金融分野における個人情報保護に関するガイ ドライン」第1条第1項に定義される金融分野)の事業者
  - 個人情報取扱事業者

## (2) その他の要件:

1) 案件受託上の条件として、2024 年度案件を第1回目として受託し、2026 年度まで計3回、同一案件を受託可能であること。なお、2024 年度案件 を受託した者とは、業務実施状況に特段の問題がない限り、2026 年度案 件まで継続契約を行う予定です。(ただし、研修対象国の状況等予期しない外部条件の変化が生じた場合を除く)。また、契約は、年度ごとに業務量、価格等について見直しを行った上で締結します。

- 2) 業務を統括するための統括責任者を選任し、機構担当職員と密接な連絡 を保ちつつ、研修業務が円滑に進むような体制を構築すること。
- 3) 業務総括者は持続可能な観光開発分野の研修実施の経験を有すること。

#### 3 手続きのスケジュール

	•	
(1)参加意思	提出期間	2024年7月12日(金)正午まで
確認書の提出	提出場所	〒901-2552 沖縄県浦添市字前田 1143-1
		JICA 沖縄 研修業務課
	提出書類	参加意思確認書 (別紙3)、同確認書で提出を
		求められている資料等
	提出方法	郵送
(2)審査結果	通知日	2024年7月17日(水)
の通知	通知方法	メール又は郵送
(3)審査結果	請求場所	〒901-2552 沖縄県浦添市字前田 1143-1
についての理由		JICA 沖縄 研修業務課
請求	請求方法	メール
	請求締切日	2024年7月24日 (水)
	回答予定日	2024年7月31日(水)
	回答方法	メール

### 4 その他

- (1) 提出期限を過ぎて提出された参加意思確認書等の提出書類は無効とします。
- (2) 参加意思確認書等の提出書類の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- (3) 提出された参加意思確認書等は返却しません。
- (4) 機構は提出された参加意思確認書等の提出書類を、その審査の目的以外に提出者に無断で使用しません。
- (5) 提出期限以降における参加意思確認書等の提出書類の差し替え、及び再提出は認めません。
- (6) 審査の結果、応募要件を満たさなかった者は、書面によりその理由について 説明を求めることができます。(上記3 (3) を参照ください。)
- (7) 公募の結果、応募要件を満たす者がいない場合は、特定者との随意契約手続きに移行します。また、応募要件を満たす者がいる場合は、指名による企画競争若しくは指名競争入札を行います。その場合の手続き詳細は、応募要件を満たす

者及び特定者に対して連絡します。

- (8) 予算その他機構の事情により、当該手続きを中止する場合があります。
- (9) 手続きにおいて使用する言語及び通貨:日本語及び日本通貨に限ります。
- (10) 契約保証金:免除します。
- (11)共同企業体の結成:認めます。ただし、共同企業体を構成する社、又は代表者及び構成員全員が、上記2(1)(2)の応募資格を満たす必要があります。共同企業体を結成する場合は、「共同企業体結成届」(様式はありません。)を作成し、「参加意思確認書」に添付してください。結成届への代表者印及び構成員すべての社の社印は省略可とします。

以上

## 2024~2026 年度課題別研修

### 「持続可能な観光資源管理・開発 (自然資源) (B)」研修委託契約 業務概要

以下の記載は、2024年度に係るものである。2025年度、2026年度については、別 紙1「業務仕様書」2. 応募要件(2)その他の要件1)を参照。

### 1. 研修コース概要

(1) 研修コース名

「持続可能な観光資源管理・開発 (自然資源) (B)」

(2)技術研修期間(予定) 2024年9月30日(月)~2024年11月1日(金)

## (3) 研修員(予定)

10 名

対象国:コスタリカ、エルサルバドル、グアテマラ、パナマ、ボリビア、チリ、コロンビア、エクアドル、パラグアイ、ペルー

#### (4) 研修対象組織・対象者

研修対象組織:政府・地方自治体・公共団体において地域観光開発・観光振興を担う組織、NPO、観光業界団体、観光振興協会、民間観光事業者等研修対象者:大卒相当の学力に加え、パソコン操作スキルと心身共に健康で軍籍に無い者で、自然系観光資源管理・開発の関連分野で3年以上の経験を持つ者が望ましい。

#### (5) 研修使用言語

① 西語

## (6) 研修の背景・目的

観光はその関連産業を含めると世界の GDP の 10.4%、雇用の 9.9%を占めており、2016 年の世界輸出に占める観光関連産業のシェアは 7%に達している。既存の国内資源の活用による外貨獲得、関連業種の幅広さ、雇用創出等の点から、観光産業は途上国の多くで有望かつ期待の高い産業である。一方で無制限に観光産業の開発がなされると環境破壊、文化・自然遺産の破壊、地域住民生活への悪影響が引き起こされる。そのような負のインパクトを制御し、正のインパクト(雇用創出、自然・文化資源保護の促進等)を最大限

引き出す取り組みがカギとなり、観光産業が持続的に発展するためには行政機関の政策づくりや側面支援が必要である。

本研修は、日本における多種多様な観光資源、特に自然資源において管理 と資源を活用した開発の実践例(成功・失敗事例)を通して、地域の社会・ 文化を尊重した自然観光資源における持続・発展可能な観光開発のための課 題と取組について学ぶ。

## (7) 案件目標

研修員が、日本の観光資源の保全や活用の推進を通じた地域経済開発の手法を学び、自国の観光分野に対応した自然資源に係る観光資源管理および開発の最適化策を提案できるようになる。

## (8) 単元目標(アウトプット)

#### 単元目標:

- 1) 自国の観光資源管理・開発の現状と課題が整理される。
- 2) 自然観光資源の保全と活用について日本のイノベーティブな取組事例を基 に、今後求められる観光開発の在り方が考察される。
- 3) マーケティング・プロモーション戦略、ブランド化の手法を学び、地域・観 光資源のブランド構築の過程や成功・失敗要因、課題について理解される。
- 4) 持続・発展可能な観光資源の保全や活用のために地元住民や地域産業等を含め環境・観光・地域が一体となった取組事例を学び、自国で活用し得る手法を選択できる。
- 5) 観光におけるニューノーマルに対応したツーリズムの在り方・対応策について、グループディスカッションを通じて検討する。
- 6) 自国における観光資源の持続・発展可能な管理および開発のための方策・計画が提案できる。

### (9) 研修内容

#### 1) 研修項目

講義・視察をバランス良く配し以下の内容を含むこと。また、研修員同士 が意見交換できる機会を多く設置すること。

- 1. 自国の自然系観光資源の保全と活用における取組について、現状と課題について纏めたレポートを作成する。(事前活動)
- 2. 講義と討議・ワークショップ・フィールドワーク・レポートの発表会を通じて、他国の現状と比較し、自国の状況や問題点を理解する。
- 3. 日本の観光開発に関する取組(産官学連携や自然系観光資源の保全と活用、マーケティング・プロモーション戦略の事例など)について学び、自

国への適応策等を考察する。

- 4. 持続可能な地域の経済活性化と自然・文化保全の均衡に成功(あるいは失 敗経験から成功を導いている)地域・団体を視察する。
- 5. 観光事業関係者や地域住民、旅行者の健康と安全を重視した旅行環境の整備・管理について協議・検討する。
- 6. 地域(島嶼地域を含む)における地域に根差した社会参加の促進および社会的企業(生計活動)の取組の視察
- 7. 上記の学びを活かして、自国で実現可能な自然系観光資源管理・活用に関するアクションプランを策定する。

#### 2) 研修方法

1. 講義

テキストやレジュメ等を準備し、必要に応じて過去に作成した視聴覚教材を利用して、研修員の理解を高めるよう工夫する。また講義ごとに特に理解すべきポイントを明確にし、それに重点を置いた教材を使用すること。

2. 視察

講義で得られた知見をもとに関係者との意見交換を通じて、アクション プラン実施において実践可能な知識・技術を習得できるような視察プロ グラムを設定するように努める。また、「振り返り」の場を設け、講義等 との連携による知識の定着や新しい「知」の創造を図る。

3. レポートの作成・発表

ジョブレポート作成では研修参加への目的意識を明確化するため、「アクションプラン」を意識した内容の作成を研修員へ依頼する。研修終盤ではアクションプランの発表を行い、研修員同士の意見交換を促進する。 最終発表へ向けてより具体的なプランの作成ができるよう、細やかな指導を行う。

- 3) 当機構が実施するプログラム
  - 1. 集合ブリーフィング

来日時事務手続き、滞在諸手当の支給手続き等についての説明を、通常来日 の翌日に実施する。

2. ジェネラル・オリエンテーション 技術研修に先立って、日本滞在中の必要知識として、日本の政治・経済、 歴史、社会制度等についてオリエンテーションを行う。

#### 2. 委託業務の内容

(1)契約履行期間(予定)

# 2024 年 8 月 23 日~2024 年 12 月 27 日 (この期間には、事前準備・事後整理期間を含みます)

#### (2)業務の概要

- 1) 当該年度の業務実施方針の検討
- 2) 研修の質の向上、効率化にかかる業務(共通研修教材の整備等)
- 3) 沖縄県内自治体、企業、団体、大学、NGO 等との連携およびネットワーク 構築ならびに沖縄県側関係者の国際協力への理解促進に係る業務
- 4) 業務完了報告書、経費精算報告書の作成(次年度の研修計画案を含む)
- 5) 関係機関との調整

## (3) 詳細

- 1) 研修日程調整及び研修詳細計画書の様式を用いた日程案の作成
- 2) 講師・見学先・実習先の選定
- 3) 講義依頼、講師派遣等依頼及び教材作成依頼文書の作成・発信
- 4) 教材の複製や翻訳についての適法利用の確認
- 5) 講師・見学先への連絡・確認
- 6) JICA、省庁、他関係先等との調整・確認
- 7) 講義室・会場等の手配
- 8) 使用資機材の手配(講義当日の諸準備を含む)
- 9) テキストの選定と準備(翻訳・印刷業務含む)
- 10) 講師への参考資料(テキスト等)の送付
- 1 1) 講師からの原稿等の取付、配布等の調整、教材利用許諾範囲の確認及び JICAへの報告
- 12) 講師・見学先への手配結果の報告
- 13) 研修監理員との連絡調整
- 14) プログラム・オリエンテーションの実施
- 15) 研修員の技術レベルの把握
- 16) 研修員作成の技術レポート等の評価
- 17) 研修員からの技術的質問への回答
- 18) 研修旅行同行依頼文書の作成・発信
- 19) 評価会、技術討論会(各種レポート発表会含む)の準備、出席
- 20) 閉講式実施補佐
- 21) 研修監理員からの報告聴取
- 22) 講義・見学謝金支払い、明細書送付を含む諸経費支払い手続き
- 23) 業務完了報告書作成、経費精算報告書作成
- 24) 関係機関への礼状の準備・発信、資材資料返却
- 25) 遠隔研修となった場合の準備・実施

## 3. 留意事項

- (1) 沖縄および日本の制度を伝えることが目的ではなく、研修員およびその所属組織が、研修で得た知見を活かして各国における実践を進めることが目的です。そのために最適なプログラム構成・ファシリテーション方法・見学等について十分な検討を加えていただけますようお願いいたします。
- (2) 当機構は、本研修コース実施にあたってスペイン語ー日本語の逐次通訳等を行う研修監理員を1名配置予定です。研修監理員は、JICAが実施する研修員受入事業において、JICA、研修員及び研修実施機関の三者の間に立ち、当該言語を使用しつつ(通訳)、研修員の研修理解を促進し、研修効果を高め、研修進捗状況を現場で確認する等、研修コースでの現場調整を行う人材です。JICAは登録された研修監理員の中から、研修コースごとに研修コースの特性等を勘案し、諸条件を提示して個別に業務を発注します(委任契約)。
- (3) 研修員及び同行者(上限1名)の研修旅行にかかる国内移動・宿泊については、受託機関から特段の要望がない限り、当機構が別途委託している旅行会社が手配を行います。
- (4) 本業務概要は予定段階のものですので、詳細については変更となる可能性 があります。
- (5) 研修員受入事業及び研修委託契約の概要を含む研修委託契約の各種ガイド ライン、契約書等については、以下 JICA HP を参照願います。

https://www.jica.go.jp/activities/schemes/tr\_japan/guideline.html

以上